

座間市教育委員会 2月定例会会議録

- 1 開会日時 平成29年2月8日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 馬場 悠男 委員長職務代理者 小井田 由美子
 教育委員 鈴木 義範 教育委員 滝 久美子
 教育長 金子 槇之輔
- 4 出席職員 教育部長 土屋 寿美 教育総務課長 石川 俊寛
 学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 梶 弘之
 保健給食担当課長 杉浦 俊夫 教育研究所長 浜田 佐織
 生涯学習課長 浅野 寛 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 佐山 多佳子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	6	教育関係予算案の申出について	教育部長
2	7	平成29年度使用準教科書の選定について	教育指導課長
3	8	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	教育研究所長
4	9	座間市教育研究所条例の一部を改正する条例案の申出について	教育研究所長
5	10	座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	教育研究所長
6	11	座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則について	教育研究所長
7	12	県費負担教職員の人事について	学校教育課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者
1	3	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

馬場委員長 皆様、おはようございます。只今より2月定例教育委員会を開会致します。
お諮り致します。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なし)

馬場委員長 それでは会期は2月8日今日一日と致します。
次に教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田
委員と鈴木委員を指名致します。

馬場委員長 続いて経過報告に移ります。経過報告について土屋教育部長お願い致します。

金子教育長 (経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
1月11日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者 鈴木委員、滝委員
1月13日	金	栗原中学校研究発表会	委員長、委員長職務代理者 鈴木委員、滝委員
1月24日	火	学校訪問A(入谷小学校)	委員長、委員長職務代理者
1月26日	木	座間市青年会議所新年賀詞交歓会	委員長
1月27日	金	学校訪問A(相模中学校)	委員長職務代理者
1月31日	火	学校訪問C(東中学校)	委員長、委員長職務代理者 鈴木委員、滝委員、教育長
2月7日	火	政策会議	教育長
2月7日	火	凧文字選考会	教育長

馬場委員長 ありがとうございました。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等は
ございませんか。

馬場委員長 他にご意見、ご質問等ないようですので、以上で経過報告を終わります。
次に議案の審議に移ります。
議案第6号「教育関係予算案の申出について」土屋教育部長説明をお願い致しま
す。

土屋部長

議案第6号教育関係予算案の申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育関係予算案に関し意見を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので承認を求めるものでございます。提案理由でございますが、平成28年度座間市一般会計補正予算及び平成29年度当初予算について提案するものでございます。今回の教育関係予算案の申出についてでございますが、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算がございまして、分けて説明をさせていただき、その中でご質疑をいただきたいと存じますので宜しくお願い致します。それでは平成28年度補正予算から説明をさせていただきます。(款)17 寄附金 (項)01 寄附金 (目)06 教育費寄附金 (節)01 教育総務費寄附金は説明欄記載のとおり、平成28年12月に昨年度に引き続き150千円の貴重な浄財をご寄附いただきましたことにより増額補正をさせていただくものでございます。続きまして、(款)21 市債 (項)01 市債 (目)05 教育債 (節)01 小学校債合計88,100千円の減額は6件の工事につきまして各事業の工事費の確定により減額をさせていただくものでございます。(節)02 中学校債につきましても、座間中学校技術科室屋根の改修工事他2件の工事費の確定により24,900千円の減額をさせていただくものでございます。続きまして、歳出でございます。(款)10 教育費 (項)01 教育総務費 (目)02 事務局費 (節)25 積立金の150千円は先程歳入で説明いたしました寄附金の教育施設整備基金積立金への積立でございます。以降につきましては、次のページの市民文化会館需用費まで、すべて各事業の額が確定したことに伴う減額補正でございます。まず、(款)10 教育費 (項)02 小学校費 (目)01 学校管理費 (節)15 工事請負費についてですが、小学校施設整備事業費関係の請負費で合計110,356千円の減額でございます。座間小学校校舎及び屋内運動場外壁改修工事他5件の工事費の確定に伴うものでございます。次に03 中学校費 (目)01 学校管理費 (節)13 委託料は中学校施設整備事業費関係の委託料で合計5,810千円の減額でございます。座間中学校2・3号棟外壁改修工事設計委託料他2件の委託料の確定に伴うものでございます。次に中学校管理費の(節)15 工事請負費でございます。中学校施設整備事業費に関するもので、32,831千円の減額でございます。座間中学校技術科室屋根改修工事他2件の工事請負費の確定に伴う減額でございます。次に(項)04 社会教育費 (目)09 市民文化会館費 (節)14 使用料及び賃借料でございます。市民文化会館管理運営事業費関係の使用料及び賃借料で、1,410千円の減額は大ホール舞台照明設備賃借料の入札差額に伴うものでございます。続いて(節)11 需用費は市民文化会館大規模修繕事業に関する需用費で1,286千円の減額は大・小ホール舞台機構設備制御部更新修繕等額の確定によるものでございます。以上が平成28年度補正予算関係でございます。

馬場委員長

ありがとうございました。一度、補正予算関係で区切りたいと思います。ご意

見、ご質問等、ございますでしょうか。

馬場委員長

順調に行っているということですね。他にご質問はございませんね。それでは引き続き、平成 29 年度当初予算関係をお願い致します。

土屋部長

別紙お手元の資料をご覧ください。まず主要施策からご説明致します。これは総合計画に乗っ取った、施策体系で 1 ページから 6 ページまで記載しております。7 ページ 8 ページは、予算書の科目にそった教育部所管の平成 28 年度の歳入歳出予算でございます。次のページからは、各課の事業計画でございます。事業名、実施時期、事業内容、予算額等について記載してございます。それでは、70 ページをご覧くださいと思います。教育部関係の当初予算の概要でございます。はじめに歳入関係ですが歳入は、全体で 1 億 2 千 1 4 0 万 8 千円対前年度比で 82.2% の減でございます。この大きな減少は前倒しをした小中学校の工事に伴う教育債の減少に伴うものでございます。

歳出は、8 ページ、29 億 1 千 4 2 8 万 9 千円で対前年度比 15.6% の減少でございます。こちらの減少につきましても、28 年度へ小中学校工事請負費の前倒しに伴う学校管理費の減少によるものでございます。それでは、具体的な内容に入らせて頂きます。まず、7 ページの一番上でございます。使用料及び手数料の関係です。この中の（目）の欄の（節）で説明させて頂きたいと思います。まず、小学校使用料です。こちらは学校教職員等の通勤用自動車等の校地使用料が主なものでございます。中学校使用料につきましても、同様でございます。次に社会教育使用料でございます。こちらは、主なものは市民文化会館の使用料で、3 千 2 4 3 万 9 千円でございます。続きまして、教育総務費補助金でございますが、こちらは、特別支援教育就学奨励費補助金で対象者を 134 人程度見込んでおります。次に小学校費補助金でございます。こちらにつきましても、理科教育設備整備費等補助金、防衛施設周辺防音事業費補助金、要保護児童就学援助補助金でございます。次に中学校費補助金ですが、小学校同様に理科教育設備整備費等補助金、防衛施設周辺防音事業費補助金、要保護生徒就学援助補助金でございます。続きまして繰入金でございます。奨学金基金繰入金でございますが、これは奨学金基金より 20 万円を繰入したもので座間市奨学金の財源にするものでございます。続きまして、諸収入でございます。高校進学資金貸付元利収入でございますが、現年度分で 6 人、過年度分で 14 人を見込んでおります。次に雑入で教育費雑入でございます。市民大学受講負担金や図書等複写代などでございます。次に雑入でございます。学校管理下における、怪我等における医療費等に対する給付金であります。日本スポーツ振興センター災害共済給付金が主なものでございます。続きまして、市債でございます。まず小学校債ですが、これは小学校での各整備事業に充当する為の市債でございます。ひばりが丘小学校 2 号棟・屋上防水改修工事で市債を見込んでいます。次に中学校債ですが、栗原中学校北棟昇

降口棟屋上防水改修工事の市債でございます。以上が歳入の主な概要でございます。続いて歳出でございます。まず教育総務費の教育委員会費でございますが、例年通りの経常経費で教育委員会を運営する為の経費となっております。次に事務局費でございますが、主なものとしたしましては、児童、生徒の定期健康診断経費や教職員の健康診断経費等では児童、生徒や教職員の健康の保持増進を図り病気予防や早期発見等に務めてまいります。さらに、学校図書館司書配置事業として、市内全小中学校に図書館司書を配置するもので、今回から派遣から直営に切り換え実施してまいります。次に教育研究所費です。こちらの中で、教育情報提供事業費としまして、「郷土の先人に学ぶ」の続編といたしまして、大矢弥一さんと瀬戸吉五郎さんにスポットを当て編集を進めてまいります。また、教育相談事業でございますが、不登校や虐め友人関係等にかかる相談への対応や家庭及び他機関との連携が必要なケースへの相談体制といたしまして、小学校への学校教育心理相談委員の配置やスクールソーシャルワーカーの勤務日数を増やし、相談や支援の充実に努めてまいります。次に教育指導費でございます。主な事業といたしまして、教育課程等校内研究推進事業費ですが、平成29年度は前年度に引続き入谷小学校を防災教育の研究推進委託校に指定し、児童が防災と減災に関心を持ち意識を高める事により、災害時の対応力を高める事を目的といたしまして、ジュニア防災検定を実施いたします。その他の事業費といたしましては、豊かな心育成推進事業費では、QUの調査を引続き実施し学校教育の目標である「豊かな心」の育成を推進してまいります。さらに特別支援教育事業費では、特別支援の為の補助員を16名から17名に障がい児の為の介助員を24名から27名にそれぞれ増員をいたしまして、より極め細やかな教育の推進を図るべく対応してまいりたいと考えております。次に小学校費の学校管理費でございます。こちらは小学校の維持、管理、運営、整備等の経費でございます。前年度当初予算と比較しまして、4億9千571万2千円の減額となっております。これは、学校施設の改修工事について28年度に前倒したことによるものでございます。ひばりが丘小学校2号棟屋上防水改修工事及び同じひばりが丘小学校1号棟給水管更生工事を予定しております。次に給食費でございます。小学校給食費につきましては、例年と同様でございます。安全で安心な給食を提供する為の経費でございます。次に教育振興費でございます。主なものは、小学校パソコン機器導入推進事業費でございます。額にいたしまして、1億3千388万7千円、この内、校務支援システム賃借料1千180万4千円ですが、教職員の多忙感を少しでも軽減し児童と向き合う時間の確保と質の高い教育情報を教職員間で共有する為のツールと致しまして校務支援システムの導入を予定しております。他に要保護及び準要保護児童援助事業費でございます。額にいたしまして、5千482万3千円、対象児童814人を見込んでおります。続いて、中学校費に移りまして、学校管理費でございます。こちらにつきましても、小学校同様にこれは学校施設の改修工事について、28年度に前倒しをした事により大幅な減額となっております。

栗原中学校北棟昇降口棟屋上防水改修工事を予定しております。次に教育振興費ですが、主なものは中学校パソコン機器導入推進事業費でございます。額にいたしまして、9千171万5千円、この内、校務支援システム賃借料が643万9千円でございますが、小学校同様に生徒と向き合う時間の確保と質の高い教育情報を教職員間で共有する為のツールと致しまして校務支援システムの導入を予定しております。また、要保護及び準要保護生徒援助事業費でございます。額にいたしまして、4千738万8千円、対象生徒470人を見込んでおります。次に給食費でございます。前年度当初予算と比較しまして、5千173万2千円の増額となっております。来年度9月より中学校残り4校の中学校給食の選択式の実施を予定しまして、栄養士等の賃金及び調理業務委託料や残り4校の実施の為、配膳室設置修繕料等を計上させていただきました。続いて社会教育費になります。社会教育総務費では前年度に引続き子育て中の方々の情報誌「ざまっぷ」を3千部作成しまして、日ごろ育児で家に閉じこもりがちな子育て中の母親達の為に、子供と一緒に掛けられる市内の公園の特徴や遊具などを紹介、保育サークルなどを掲載する情報誌を作成する予定でございます。次に、公民館費でございます。経年劣化により老朽化した座間市公民館の外壁修理及び各部屋からの音漏れ防止の為の防音工事設計の為の委託料を計上致しました。また来年度公民館及び北地区・東地区両文化センターについて、月曜日が祝日に当たるその翌日と12月28日を閉館としまして、利用者の利便性の向上を図ってまいります。次に図書館費でございます。平成27年度から始めました、乳幼児の保護者へ絵本等を配布し心のふれあいを持つきっかけを作る事業で地域に生まれた全ての乳児を対象に実施するブックスタート事業を引続き実施してまいります。次に視聴覚教育費・市史編さん費につきましては、例年とほぼ同様の経費で計上しております。最後になりますが、市民文化会館費でございます。今年度も市民の芸術文化の活動の拠点といたしまして、また優れた芸術鑑賞の場といたしまして、クラシックやポピュラー音楽等のコンサート講演事業や寄席芸能、ハーモニー・シネマ劇場の文化活動の振興に努めてまいります。その様な中で市民文化会館の大規模修繕事業といたしまして、市民文化会館施設の安全や利用環境向上の為、大ホール舞台機構設備整備制御部の更新を実施いたします。

以上、平成29年度教育部関係予算の主だったところにつきまして、説明させて頂きました。宜しくお願い致します。

馬場委員長

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。

馬場委員長

ご質問等もないようですので、議案第6号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長

ご異議等無いようですので議案第6号「教育関係予算案の申出について」は承認いたします。

続いて、議案第7号に移ります。議案第7号「平成29年度使用準教科書の選定について」、梶教育指導課長、説明をお願い致します。

梶課長

議案第7号「平成29年度使用準教科書の選定について」平成29年度使用準教科書を、別紙のとおり選定することについて承認を求めるものでございます。提案理由ですが準教科書に係る「座間市立学校の管理運営に関する規則第10条第1項」の規定により提案するものでございます。この準教科書というのは教科書の発行されていない教科、小学校で言うと道徳と体育、中学校で言うと道徳の準教科書を選定するものです。小学校で使用する準教科書として道徳で2社、体育で2社、中学校の道徳で3社の教科書の選定をお願い致したいと思っております。次ページをご覧ください。学校別状況ですが、学校ではこのような準教科書を使用したいということで、中学校につきましては、全て準教科書は生徒に購入をさせて使用するものです。小学校については児童に購入をさせて使用するもの、それから教師が指導資料として使用するもの、自作資料を使用するものの3つのパターンで準教科書を選定致します。なお、体育で準教科書を使用しない学校が3校ございます。それぞれこのような理由で準教科書を使用しないで自作資料等で授業を行うということでございます。これまでと異なる学校も相模野小学校、東原小学校は教師が指導資料として使用していたものを自作資料に変えるというもので児童の実態に合わせた自作の体育カードやプリントを補助教材として指導を行えると考えたため変更の申出がございました。

馬場委員長

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。

馬場委員長

ご質問等もないようですので、議案第7号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長

ご異議等無いようですので議案第7号「平成29年度使用準教科書の選定について」は承認いたします。

続いて、議案第8号に移ります。議案第8号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、議案第9号「座間市教育研究所条例の一部を改正する条例案の申出について」、議案第10号「座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、及び議案第11号「座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則について」は一括議題といたします。浜田教育研究所長、説明をお願い致します。

浜田教育研究所長 議案第8号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、「適応指導教室」の名称を「教育支援教室」に変更するため、提案するものでございます。次ページをご覧ください。座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程座間市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。別表第2教育指導課の項中「適応指導教室」を「教育支援教室」に改める。附則この訓令は、平成29年4月1日から施行する。続いて、議案第9号「座間市教育研究所条例の一部を改正する条例について」座間市教育研究所条例の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求める。提案理由ですが、座間市教育研究所の職員の名称を変更いたしたく提案するものでございます。次ページをご覧ください。座間市教育研究所条例の一部を改正する条例座間市教育研究所条例の一部を次のように改正する。第3条第4号中「教育指導員」を「教育支援員」に改める。附則この条例は、平成29年4月1日から施行する。続いて議案第10号「座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、不登校児童・生徒及び小学校における教育相談・支援体制の充実を図るため提案するものでございます。次ページをご覧ください。「座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則」第1条座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。別表中「教育研究員、年額、33,500」「教育指導員、日額、14,000」を「教育研究員、年額、10,000」「教育支援員、日額、14,000」に改める。第2条 座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。別表中「在宅医療推進協議会の委員、日額、14,000」「嘱託員、市長が定める額」を「在宅医療推進協議会の委員、日額、14,000」「学校教育心理相談員、日額、14,000」「嘱託員、市長が定める額」に改める。附則この規則は公布の日から施行する。ただし、第1条教育指導員の項中の改正規定及び第2条の規程については平成29年4月1日から施行する。続いて議案第11号「座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則について」座間市教育研究所条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、不登校児童・生徒及び小学校における教育相談・支援体制の充実を図るため提案するものでございます。次ページをご覧ください。「座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則」座間市教育研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。第2条第6号中「適応指導教室」を「教育支援教室」に改める。第5条の見出し中「教育指導員」を「教育支援員」に改め、同条第1項中「教育指導員」を「教育支援員」に改め、同条第2項本文中「教育指導員」を「教育支援員」に改め、同項ただし書中「教育指導員」を「教育支援員」に改め、同条第3項中「教育指導員」を「教育支援員」に改める。第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。第12条条例第3条第9号に定める「その他の職員」として学校教育心理相談員を置くことができる。2学校教育心理相談

員は、財団法人日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者から公募によって選考し、教育委員会が委嘱する。3 学校教育心理相談員の任期は1年とする。ただし再任することができる。第13 条条例第3 条第9 号に定める「その他の職員」として学校司書を置くことができる。2 学校司書は、図書館司書又は図書館業務に識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。3 学校司書の任期は1年とする。ただし再任することができる。附則この規則は、平成29年4月1日から施行する。

馬場委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。

馬場委員長 ご質問等もないようですので、議案第8号から議案第11号までは承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 ご異議等無いようですので議案第8号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、議案第9号「座間市教育研究所条例の一部を改正する条例案の申出について」、議案第10号「座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、及び議案第11号「座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則について」は承認いたします。

馬場委員長 続いて議案第12号に移りますが、議案第12号「県費負担教職員の人事について」は人事に関する案件でありますので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、当案件は非公開とすることに決まりました。恐れ入りますが、傍聴人の方は暫時退席をお願い致します。

(議案第12号「県費負担教職員の人事について」は非公開 傍聴人退席)

本日の議案事項は以上です。

本日の協議事項はございません。

報告事項に移ります。

お諮りいたします。報告第 3 号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議等ございませんか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 ご異議ないようですので、報告第 3 号は非公開といたします。

(報告第 3 号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

報告事項は以上です。

(傍聴人入室)

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

梶課長

2月6日の月曜日に西中学校において3年生男子が3階屋上から転落する事故が発生し7日火曜日に息を引き取るという大変悲しい事故がございました。亡くなった生徒のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方については哀悼の意を表したいと思っております。その事故について、報告をさせていただきます。事故が発生したのは、2月6日月曜日14時頃でございます。座間市立西中学校職員室にある校舎管理棟と通常申しておりますが、屋上から1階職員トイレ屋根に3年男子生徒が転落致しました。事故当初から意識不明の状態でございます。経過としては5、6時間目の休み時間に友人8名と共に記念撮影をしようとして階段踊り場の窓から立ち入りを禁止されている屋上に出て校舎に戻る際に誤って転落致しました。屋上に出た窓の前には出入りができぬよう、柵を設けており学校では屋上に出ないよう指導をしておりますがこのような事故が発生してしまいました。転落した生徒を含めて8名の生徒はこれまで屋上に出るといったことはなかったとの報告を受けております。火曜日の午前7時27分に死亡ということになりました。意識不明のまま息を引き取った状況です。昨日19時から緊急保護者説明会を開きまして学校長から事故の経過、子ども達への心のケア、亡くなった保護者の思い等をお伝えして参加していただいた方へは理解をいただいたと聞いております。大変多くの保護者に参加をしていただいております。なお、生徒に対しては火曜日13時から全校集会でお子さんの死を学校長から伝えております。本日から本格的に心のケアに入りまして、昨日も市の臨床心理士カウンセラーが常駐してございましたけれども本日から県の緊急支援チームが学校に入っております。臨床心理士が2名、県の指導主事が2名、市の臨床心理士が引き続き1名、市の指導主事が2名、学校の方で心のケア等事後対応にあたっております。以上報告致します。

馬場委員長

有難うございました。教育委員会としても重く受け止めて、これからこのような事故が二度と起こらないように皆で努めていきたいと思えます。

他にはございませんでしょうか。

では、次回の定例会は3月29日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で2月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時25分)